

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

番号	質 問	回 答
1	許可対象となる盛土等の規模（説明会資料P.17記載）について、⑤盛土または切土をする際、宅造区域で土地の面積が500㎡超、又は特盛区域で3,000㎡超となる場合の高さの規定はありますか。	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第9号により、高さが2 m以下であって盛土等をする前後の地盤面の標高の差が3 0 cmを超えない盛土等は、宅造区域においては許可不要となり、特盛区域では許可・届出が不要となります。 また、許可不要となる標高の差の数値については、市が規則で別に定めることができることとなっており、市が規則で別に定めるかについては、現在検討中です。 今後、規制開始（令和7年4月1日）前には、市ホームページで公表する予定です。
2	工事現場等における土石の堆積について、甲府市内で行っている工事の発生土を市外に搬出・仮置きする場合はどうすれば良いですか。	基本的にはストックヤードとして利用する場合が許可等の対象であり、工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、工事現場の付近または請負契約書や施工計画書等に工事現場として位置付けられた土地への土石の堆積は、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能なため許可不要となります。 また、盛土等に関する工事を行う場合は、関係市町村担当窓口へ許可の要否等について事前に相談いただくようお願いします。 ※甲府市以外の県内市町村における盛土規制法の許可権者は山梨県になります。
3	工事で発生した土石を他の現場で使うなどの理由で、自社の残土置き場に保管する際にも許可対象規模以上であれば許可申請が必要になるという認識で良いですか。	土石の堆積が許可対象規模以上となる場合は、許可申請が必要となります。 また、許可した土石の堆積は、許可した期間内に当該土石の堆積を除却することとなります。 なお、許可期間は5年以内とし、期間を延長するなど、土石の堆積に関する計画を変更する場合は、許可した期間内に変更申請等の手続きを行っていただく必要があります。
4	周辺住民への事前周知において、周辺住民に工事を反対された場合はどうすれば良いですか。	許可の判断は、技術的基準への適合など法に基づく許可基準により判断することとなります。第三者の意見に左右されるものではなく、周辺住民からの反対があったことで不許可とすることはありませんが、周知の結果、工事に関して住民等から出された意見も踏まえ、周辺環境に十分配慮した形で円滑に工事が行われるよう、工事主の方に促すことがあります。
5	周知が必要となる範囲（説明会資料P.31記載）について、平地盛土等において盛土の高さが低く、設定した法尻からの水平距離が隣接する道路内で収まってしまう場合、道路を挟んだ向かいの人家等への周知は必要ありませんか。	資料に示している周知が必要となる範囲の設定方法はあくまで参考図となりますので、具体的な範囲については、許可担当部署に事前に相談し、不足がないよう十分な範囲を設定するようお願いします。